

ボルト孔の径の規定によらない特殊な高力ボルトに関する性能評価業務方法書

第一条 適用範囲

本業務方法書は、建築基準法施行令（以下「令」という。）第 68 条第 3 項の認定に係る性能評価で、特殊な高力ボルト接合に関して適用する。ここで適用する特殊な高力ボルト接合とは、令第 68 条第 2 項の高力ボルト孔の径の規定に適合しないものをいう。

第二条 性能評価用提出図書

性能評価用提出図書は以下の通りとする。(1)以外の様式その他については別に定める申請要領によることとする。

- (1) 性能評価申請書（CIAS 講評 006-01）
- (2) 高力ボルト接合の概要、適用範囲等
 - 1) 高力ボルト接合概要（適用するボルト孔、接合部の詳細（ピッチ、縁端距離、部分的な補剛方法等））
 - 2) 適用範囲（高力ボルトの規格、適用する高力ボルトの孔径、ボルト接合される部材の材料・形状・寸法、板厚、表面処理等）
 - 3) 接合部の性能（剛性、降伏耐力、最大耐力、変形能力、破壊状態、ずれ、耐久性（力学特性に関することに限る）等）
- (3) 接合部設計指針（使用条件（建築物の規模、建設地域、外力設定等）を含む）
- (4) 施工指針
- (5) 評価基準への適合及び試験結果等の概要
- (6) 各種試験報告
 - 1) 構造試験
- (7) その他

第三条 評価方法

(1) 評価の実施

- 1) 評価員は、第2条に定める図書を用い、(2)項に示す評価基準に従い評価を行う。
- 2) 評価員は、評価上必要があるときは、性能評価用提出図書について申請者に説明及び追加で資料を求めるものとする。
- 3) 評価員は、評価上必要があるときは、構造試験及び施工試験に立ち会うことができるものとする。

(2) 評価基準

評価項目と判定基準は以下のとおりとする。

- 1) 高力ボルト接合の適正さについて評価を行う。

【判定基準】

接合に用いられる、ボルト孔径、接合部詳細が明確に規定されていること。

- 2) 適用範囲の適正さについて評価を行う。

【判定基準】

接合に用いられる、高力ボルトの規格、高力ボルトの孔径、ボルト接合される部材の材料・形状・寸法、板厚、表面処理等が明確に規定されていること。

- 3) 接合部の力学性能（剛性、降伏耐力、最大耐力、変形能力、破壊状態、ずれ、耐久性等）の適正さについて評価を行う。

【判定基準】

構造性能が妥当であり、かつ、適用範囲に対して実施された構造試験の内容が適切であること。降伏耐力においては、令第82条第一号から第三号、令第82条の2および令第82条の3に規定する構造計算を用いた場合に、すべりを生じさせないことが明らかにされていること。最大耐力においては、令第82条の3および令第82条の4に規定する構造計算を用いた場合に、過大孔等を使用していることが建築物に対して悪影響を与えないこと又は終局時に想定される接合部のずれ変形が構造体の構造性能に悪影響を及ぼさないことが明らかにされていること。

- 4) 接合部設計指針等の適正さについて評価を行う。

【判定基準】

構造試験の結果及び耐久性に関する資料（力学特性に関することに限る）を踏まえて、接合部設計指針・施工指針が適切に整備されていること。

第4条 性能評価書

性能評価書は、以下の項目について記述する。

- (1) 評価番号、評価完了年月日
- (2) 申請者名
- (3) 件名
- (4) 性能評価の区分
- (5) 性能評価の内容
- (6) 評価員名
- (7) その他評価過程で評価書に記述が必要と考えられる事項